

富情審 第 1 号
令和2年5月25日

富田林市長 吉村善美 様

富田林市情報公開審査会
会長 阪井 基



情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和2年1月7日付富行管第517号により諮問のあった標記の件について、当審査会において審査した結果、下記のとおり答申します。

記

第1. 審査会の結論

実施機関が、令和元年8月8日付「市庁舎整備基本計画策定業務に関する見積依頼書（三業者分）」の情報開示請求に対して、令和元年8月8日付富総第293号で行った「法人名」「部署名」「役職名」「代表者名」「役職者名」「所在地」「各種印影」「積算部分」を非開示とした情報部分開示決定は妥当ではなく、「各種印影」を除き、開示すべきである。

第2. 審査請求に至る経緯

1. 審査請求人は、令和元年7月9日付けで、実施機関に対して、本件対象情報に係る開示請求を行った。
2. これに対して、実施機関が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、令和元年10月31日付けで審査請求を提起したものである。

第3. 審査請求の内容

1. 審査請求の趣旨

原処分における非開示部分の内、「見積作成の委託会社名、所在地、代表取締役氏名」を非開示とした部分の取り消しを求める。

2. 審査請求の理由

審査請求の理由は、次のように要約される。

富田林市情報公開条例（以下条例）第6条第1項第2号は「当該法人等の競争上の地位を侵害するおそれのあるもの」を非開示と定めている。それを該当するには、開示請求に係る行政文書を公にすることによって、法人等の「権利・競争上の地位その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要であると解される。「見積作成の委託先会社名、所在地、代表取締役氏名」を公にすることによって、独自の企業秘密やノウハウというべき情報が明らかになることはない。したがって、条例第6条第1項第2号に該当しない。

条例第6条第1項第3号は、「公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのあるもの」を非開示として定めている。それに該当するには、事務又は事業の適正な遂行について支障が生じる抽象的な可能性があるというだけではなく、当該事務又は事業の適正な遂行について実質的な支障が生じる蓋然性が認められることを要すると解すべきである。開示請求に係る行政文書を公にすることで、地方自治体の機関等が行う事務又は業務に実質的に支障が生じる蓋然性が客観的に認めなければ、非開示を正当化することはできない。そもそも「見積作成の委託先会社名、所在地、代表取締役氏名」を公にすることで「公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれ」が生じることがないことは明らかである。したがって、条例第6条第1項第3号は該当しない。

条例第6条第1項第7号は、「任意提供された情報を開示することにより当該法人等の信頼関係が損なわれることを認められる」ことを非開示として定めている。そして、条例第9条第5項の規程により第三者に関する情報について、当該第三者の意見を聴取し、仮に第三者が非開示を希望したとしても、第三者の会社名等を公にしたとしても、当該法人等の信頼関係が損なわれることは考え難い。

見積委託の際の当該法人は、入札前に庁舎整備基本計画策定業務委託を知りえる立場となるため、他の業者に比べ優位となる。そして、優位な状況下である見積委託業者が落札したのであれば、その入札において正当な競争がなされているか疑わしいものとなる。また、その見積委託業者が落札するということが常習化しているのであれば、落札者に多額の公金を支払うことになるため、入札自体を見直す必要があり、公益に資する。

さらに、見積委託先の当該法人名がわかれば、その業者の実績を調査することも可能となる。したがって、第三者に公にしないことを条件として情報提供に協力する者が存在する可能性があること自体から直ちに、任意

の情報提供に係る情報が条例第6条第1項第7号の定める非開示情報に該当するということとはできない。

以上より、原処分における非開示部分のうち「見積作成の委託先会社名、所在地、代表取締役氏名」を非開示とした部分を取り消すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

1. 実施機関としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2. 理由

条例第6条第1項第2号の該当性について、本件文書は、市役所本庁舎の耐震化に向けた市庁舎整備基本計画の作成業務委託料に関する令和元年度第1回市議会定例会に提出するための予算の調製のためのものであり、また本課が、予算の査定を行う財政課に対し、予算額の根拠を示すための資料でもある。つまり、予算額を策定する必要から、この業務を行っている代表的な業者に対して、任意での見積書の提示を依頼したもので、契約に至らない段階のものである。

本件文書の内容は、この業務に係る人件費やその他の経費の詳細が記載されており、これらは、長年に渡り業者が培ったノウハウ、技術上の秘密を有するものである。また、本文書は、本市から特定の業者に対して、任意の協力要請のもとで提出されたものであり、業者名等を開示することになると、本市がどの業者に、協力要請し、どの業者がこの要請に応じたものかが明らかになる。そうすると、既に公開されている情報を参考に、他の業者が同様の見積書を作成する可能性があるので、見積作成を委託業者の法人の競争上の地位、社会的信用その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のある情報に該当することになる。

条例第6条第1項第3号該当性に関して、本文書については、予算の調製段階に関する事務が執行された後の段階である。つまり、本件文書は、議会での審議前の予算書を作成する段階でのものであり、これが開示され、情報が広まると、市民に無用の誤解を与え、混乱を招く恐れがある。また、契約の執行に際しては、この予算の調製段階で、本件文書の開示を行うと、今後の契約段階において、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じるおそれがあることは明らかである。

条例第6条第1項第7号該当性に関して、本件文書は、公表しないことを前提に、業者の任意の協力要請に、業者の任意の協力要請に基づいたも

のであり、なんらの法令に基づくものではない。これを公表すると、今後、業者との信頼関係が毀損され、協力が得られない可能性がある。業者との協力関係又は信頼関係が損なわれると、予算の調製のための見積額を算定することができず、市の事務事業に著しい支障が生じる。見積書の業者名等を開示することによって、見積書を提出する業者は、公開されることを前提とすると競合他社に推測されないように記載する価格等を操作せざるを得ない状況になり、以後、見積書の提出を拒むことになりかねない。また、任意の協力要請に応じた業者の見積書が開示されるとなると、今後、この協力要請に応じない業者が現れる可能性もあり、そうなると、将来本市の情報入手に著しい支障が生じ、今後の市の予算調製事務運営上の重大な支障が生じる。

第三者（事業者）の意見では、本件文書については、第三者（業者）に関する情報が含まれるため、条例第9条第5項に基づき、意見を聴取した。この中で、うち1社については会社名を非開示、うち1社については全部開示可能、うち1社については全部非開示を希望との申述書が提出された。

総括として、地方公共団体が、委託事業に関する予算要望を行うためには、業者の見積書が必要となる場合がある。これについては、業者に対して任意の協力のもと、見積書の提出を依頼することが一般的に行われている。この見積書がないと、予算の調製が事実上、不可欠となる。

一方、行政の契約、予算執行の透明性を確保することは重要であるが、契約の段階では、地方自治法、同施行令上、一般競争入札その他、契約により、業者との契約が行われるのであり、これについては、受託候補者、契約者を本市ウェブサイトでも公開し、十分に透明性が確保されている。

さらに、地方公共団体の経費は、その目的を達成するために必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない（地方財政法第4条第1項）とされており、予算の調製のために行った見積書の金額がそのまま予算を執行する際の金額とはならず、見積業者が落札した場合に多額の公金を支払うことになるとの指摘は失当である。

以上、本件処分にはなんら瑕疵はないため、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

第5. 審議の経過

審査会は、令和元年10月31日受付の本件審査請求について、令和2年1月7日に諮問を受け、令和2年3月26日に審議を行った。

第6. 審査会の判断

1. 本件対象情報について

実施機関は、本件処分において開示しない理由を、本件文書の内容はこの業務に係る人件費やその他の経費の詳細が記載されており、これらについては、長年に渡り業者が培ったノウハウ、技術上の秘密に関するものであり、見積作成の委託業者の法人の競争上の地位、社会的信用その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のある情報になるため、条例第6条第1項第2号に該当するとし、また、本件文書は、議会での審議前の予算書を作成する段階でのものであり、契約の執行に際しては、この予算の調製段階で、本件文書の開示を行うと、今後の契約段階において、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じるおそれがあるため、条例第6条第1項第3号に該当するとした。さらに、本件文書は、公表しないことを前提に、業者が任意の協力要請に応じたものであり、なんらの法令に基づくものではないため、条例第6条第1項第7号に該当するとし、「法人名」「部署名」「役職名」「代表者名」「役職者名」「所在地」「各種印影」「積算部分」を非開示決定とした。

これに対して審査請求人は、開示請求に係る行政文書を公にすることによって、法人等の「権利・競争上の地位その他正当な利益」が害される蓋然性が客観的に認められることが必要であるが、「見積作成の委託先会社名、所在地、代表取締役氏名」を公にすることによって、独自の企業秘密やノウハウというべき情報が明らかになることはなく、条例第6条第1項第2号に該当しないとしている。また、「見積作成の委託先会社名、所在地、代表取締役氏名」を公にすることで「公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずるおそれ」が生じることがないことは明らかであり、条例第6条第1項第3号は該当しないとし、第三者に公にしないことを条件として情報提供に協力する者が存在する可能性があること自体から直ちに、任意の情報提供に係る情報が条例第6条第1項第7号の定める非開示情報に該当するということとはできないとしている。

したがって、本件における争点は、「積算部分」「法人名」「部署名」「役職名」「代表者名」「役職者名」「所在地」「各種印影」の条例第6条第1項第2号、条例第6条第1項第3号、条例第6条第1項第7号の該当性である。

2. 条例第6条第1項第2号の該当性について

条例第6条第1項第2号では、「法人その他の団体に関する情報若しくは個人の事業主の当該事業に関する情報のうち、開示することにより、当該

法人等又は当該個人の競争上の地位，社会的信用その他正当な利益を侵害すると認めるに相当の理由のある情報。」については公開しないことができると規定している。

実施機関によれば，見積書記載の業務に関する積算その他の経費の明細の記載にその業者が「長年にわたり培ったノウハウ」や「技術上の秘密」が生かされていて，それが閲覧謄写されると，「長年にわたり培ったノウハウ」や「技術上の秘密」を盗み取られる可能性があるということであるが，見積書が条文で想定している「法人に関する情報」であるかどうかという点については，法人等の組織や事業に関する情報のほか，法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を指す内容であれば該当すると考えられるが，見積書を閲覧謄写したからといって，ノウハウが読み取れ，技術上の秘密が漏れ出している等，ノウハウがわかるかということとは考えにくい。

また実施機関は，開示すれば，入札に際して本見積書を作成した法人が，「競争上の地位，社会的信用その他正当な利益を侵害する」というが，予算額算定の根拠として作成された見積書が，その工事の入札に際して，同業者の参考になるのか，最低入札価格と予定価格が公開されている現在の富田林市の入札制度のもとで，入札予定者が予算額算定の根拠として作成された見積書を閲覧謄写する意味があるのかが考えにくい。

3. 条例第6条第1項第3号の該当性について

「市の内部機関若しくは機関相互間又は市の機関と国若しくは他の地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)の機関との間における審議，協議，検討，調査，研究等に関する情報であつて，開示することにより，公正かつ適切な意思形成に著しい支障が生じるおそれがあるもの」については，公開しないことができると規定している。

この条項は，行政機関における意思形成の過程の情報の中に行政機関内部で十分な検討，協議がなされていない情報や，精度の点検がされていない情報が含まれている場合があり，これらの企画調製等事務の情報が公開されることにより，市民に誤解や混乱を与えたり，行政機関内部の自由率直な意見交換が妨げられたりするおそれがあるので，これらを防止するため，これを公開しないことができるとしたものと解される。

実施機関によれば，「契約段階において，公正かつ適切な意思形成に支障が生じるおそれがある」という指摘されているが，議会での予算審議のための資料とするために提供を求めたということからすると，予算審議の段階で，この見積書が開示されたからといって，議会の予算審議に著しい支障が生じ

るとは考えにくい。むしろ実施機関において、予算書を作成すべく検討調査している最中という意味であれば、「意思形成に支障が生じる」というのは、行政機関内部の意思形成過程、つまりは予算書作成の検討調査に支障が生じるということで、3号該当の可能性を検討する必要があると思われる。一般的には、意思形成過程情報として非開示とできるのは、①審議検討中でいまだ不確定のものや内容の正確性が確認できていない資料等で、公開すると、住民に無用の混乱や誤解をまねくと認められるもの、②事業予定地情報など、公開によって土地投機の原因となるなど、特定のものに不当な利益を与えることになると認められるもの、③会議・協議等の記録で、公開すると、行政内部での自由闊達な意見交換が妨げられることになると認められるもの、④公開すると関係者の不興を買うなどのため、以後必要な協力や資料提供等が得られなくなると認められるものなどがあげられる、とされている。

予算書を作成するための資料としての見積書がこれらの事由に該当し、「意思形成に支障が生じる」とは考えにくい。

4. 条例第6条第1項7号の該当性について

「開示しないことを条件に個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該個人又は法人等の承諾を得ないで開示することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの」については、公開しないことができると規定している。

実施機関によれば、本件見積書は、行政機関の要請を受けて任意に提供されたものであるが、公表しないからということを経口なり文書で交わした上で徴取したものではないとのことである。

公にしないとの条件が設けられる場合としては、行政機関の側から条件を提示して情報の提供を要請する場合のみならず、法人等又は事業を営む個人の側から情報の提供に際し条件を提示する場合、条件が黙示的に付されている場合も想定されるが、本件では、実施機関が見積書を提出してもらった際に公表しないことを業者に約束したことがうかがわれる証拠がない。

5. 本件非開示決定の妥当性について

したがって、「各種印影」については、公開により偽造される可能性が生じるので非開示とし、「法人名」「部署名」「役職名」「代表者名」「役職者名」「所在地」「積算部分」は、条例第6条第1項第2号、条例第6条第1項第3号、条例第6条第1項第7号に該当しないため公開されるべきである。

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

阪井 基二, 上崎 哉, 浅野 宜之, 藏田 和子, 高坂 佳詩子